

紀北地域森林計画書

(紀北森林計画区)

計画期間 自 2022年(令和4年)4月1日
至 2032年(令和14年)3月31日

(2023年(令和5年)1月変更)

和歌山県

紀北森林計画区

当該地域森林計画の変更は、2023年（令和5年）4月1日にその効力を生ずるものとする。

1 「第1 計画の対象とする森林の区域」の一部を次のとおり変更する。

（単位 面積：h a）

区 分	面 積	備 考	
総 数	62,280	△0ha	
市 町 村 別 内 訳	和歌山市	6,056	△0ha
	海南市	3,885	△0ha
	橋本市	7,134	△1ha
	紀の川市	10,368	
	岩出市	1,366	
	紀美野町	9,680	1ha
	かつらぎ町	9,867	
	九度山町	3,232	
	高野町	10,692	

備考の数値は、変更前の対象森林面積に対する増減を示す

- （注）
1. 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
 2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
 3. 森林計画図は和歌山県庁、海草振興局、那賀振興局、伊都振興局に備え付け閲覧に供する。

- 18 「第6-6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期」の一部を別表のとおり変更する。

